四　登録免許税関係

1　東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税措置等について、適用対象となる登記の範囲に、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物及びその敷地の用に供される土地の所有権の保存登記等を追加することとした。（第三九条及び第四〇条関係）

2　東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）等が東日本大震災により耕作等の用に供することが困難となった農用地又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得をした農用地の所有権の移転登記及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、この法律の施行の日の翌日から平成三三年三月三一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。（第四〇条の二関係）

3　東日本大震災により被災した鉄道事業者が東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設に代わるものとして建設する鉄道施設の敷地の用に供する土地の所有権等の移転登記等で、この法律の施行の日の翌日から平成二八年三月三一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。（第四〇条の三関係）

4　独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する業務により整備する工場等の用に供する仮設建築物の所有権の保存登記で、この法律の施行の日の翌日から平成二五年三月三一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。（第四〇条の四関係）

5　東日本大震災の被災者等が東日本大震災によりその事務所等の用に供する建物が滅失等をした場合又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合における次に掲げる登記で、この法律の施行の日の翌日から平成三三年三月三一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。（第四一条の三関係）

㈠　法人に係る次に掲げる登記

(1)　本店等の移転の登記

(2)　支配人を置いた営業所の移転の登記

(3)　代表取締役等の住所の移転の登記

(4)　株主名簿管理人等の営業所の移転の登記

(5)　会計参与が定めた計算書類等の備置場所の移転の登記

㈡　商号又は支配人の登記をしていた個人商人に係る次に掲げる登記

(1)　商号の登記をした営業所の移転の登記

(2)　商人の住所の移転の登記

(3)　支配人を置いた営業所の移転の登記

(4)　支配人の住所の移転の登記

五　消費課税等関係

1　東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成二三年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が一、三〇〇キロリットル以下であるときは、一定の要件の下、その年度に移出する清酒等の二〇〇キロリットルまでのものに係る酒税の税額を、酒税法又は租税特別措置法の規定により計算した金額に次の割合を乗じた金額とすることとした。（第四三条の二関係）

㈠　平成二三年四月一日から平成二五年三月三一日まで　一〇〇分の九三・七五

㈡　平成二五年四月一日から平成二八年三月三一日まで　一〇〇分の九五

2　被災自動車に係る自動車重量税の還付措置について、適用対象となる自動車の範囲に、東日本大震災により滅失等した二輪車等を追加することとした。（第四五条関係）

3　被災自動車の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置について、適用対象となる買換えの範囲に、東日本大震災により滅失等した二輪車等の使用者であった者が新たに二輪車等を買い換える場合を追加することとした。（第四六条関係）

4　銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関が東日本大震災の被災者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二三年三月一一日から平成三三年三月三一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。（第四七条関係）

5　銀行その他の資金の貸付け又は手形の割引を業として行う金融機関が保存する東日本大震災の発生前に作成された次に掲げる文書が東日本大震災により滅失したことにより、滅失した文書の作成者と金融機関との間における約定に基づく金融機関の求めに応じて作成される滅失した文書に代わる文書のうち、平成二三年三月一一日から平成二五年三月三一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。（第四八条関係）

㈠　消費貸借に関する契約書

㈡　約束手形又は為替手形

㈢　継続的取引の基本となる契約書

㈣　債務の保証に関する契約書

㈤　債権譲渡又は債務の引受けに関する契約書

6　東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、適用対象となる契約書の範囲に、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物の取得又は新築等をする場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書等を追加することとした。（第四九条関係）

7　東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）が、次に掲げる場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書のうち、平成二三年三月一一日から平成三三年三月三一日まで（㈠の対象区域内農用地であって次に掲げる場合に作成するものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日と同年三月三一日とのいずれか早い日まで）の間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。（第五〇条関係）

㈠　東日本大震災により耕作等の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という。）又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）を譲渡する場合

㈡　被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地（以下「代替農用地」という。）を取得する場合

㈢　代替農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、又は取得する場合

8　東日本大震災の被災者が、東日本大震災により滅失等をした船舶又は航空機に代わる船舶又は航空機を取得し、又は建造する場合に作成する船舶又は航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書のうち、平成二三年三月一一日から平成三三年三月三一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。（第五一条関係）

9　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第一五条第一項第一三号に掲げる業務に関して作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約書に基づき作成されるものに限る。）のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。（第五二条関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。